

令和3年7月1日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
(改定日：令和3年7月1日)

## 「特定再商品化製品利用事業者」について（ガラスびん）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、再商品化製品の円滑かつ適正な利用促進を目的として、再商品化製品利用事業者のうち、再生処理事業者と緊密な関係を有する会社等の事業者で、以下1)に定義するものを「特定再商品化製品利用事業者」として定め、再商品化実施契約の当事者として、再生処理事業者、運搬事業者とともに契約締結を行います。主な契約事項は、2)のとおりですが、契約の詳細は、参考資料1「ガラスびん再商品化実施契約書」（見本）をご確認ください。

入札に参加する再商品化事業者には、再商品化実施契約締結に向けて、特定再商品化製品利用事業者への該当状況を確認いたします。入札に際して、該当事業者には「特定再商品化製品利用事業者の登録書類」及び「再商品化実施契約締結委任状」を提出していただきます（改めて12月に開催予定の入札説明会にてご案内いたします）。

※登録申請書類では「特定再商品化製品利用事業者の登録書類」及び「再商品化実施契約締結委任状」の提出は求めています。

### 1) 「特定再商品化製品利用事業者」の定義（「ガラスびん再商品化実施契約書」第17条に規定）

「特定再商品化製品利用事業者」とは、再商品化製品利用事業者であり、かつ再生処理事業者との関係において次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 20%以上の議決権を、実質的に所有している場合又は所有されている場合
- ② 持ち株会社もしくは会社法上の親会社又は議決権の過半数を所有する者を共通にする場合
- ③ 再生処理事業者の代表者の親族又は再生処理事業者の役員もしくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族又は当該事業者の役員もしくは使用人又はこれらであった者が、再生処理事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合
- ④ 再生処理事業者の代表者の親族、再生処理事業者の役員もしくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の議決権を合わせて20%以上所有している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族、当該事業者の役員もしくは使用人又はこれらであった者が再生処理事業者に対して合わせて20%以上の議決権を所有している場合

### 2) 「ガラスびん再商品化実施契約書」のうち特定再商品化製品利用事業者に係る条項（抜粋） (契約当事者)

第1条 本契約は、以下の指定法人及び個人又は法人を当事者とする。

丁：乙から引き渡された再商品化製品を使用又は利用する再商品化製品利用事業者で、第17条で定義する乙との緊密な関係を有する個人又は法人。本契約において「特定再商品化製品利用事業者」と称する。

(特定再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用等)

第18条 丁は、再商品化製品の乙からの引き取り、使用、利用及び在庫、再商品化製品利用製品の販売及び在庫について帳票に実施日及び月次で記録し、その帳票を本契約終了後5年間（第5条第2項の規定により延長された期間において再商品化製品が販売された場合又は第16条第2項の規定により本契約の終了後の期間において再商品化製品が販売された場合にあっては当該期間の経過後5年間）保管する。

2 丁は、乙以外の事業者から供給された再商品化製品を利用する場合も、その利用の記録等について前項と同様に取り扱うものとする。

3 丁は、第19条による報告対象期間の終了から最長3ヵ月以内に再商品化製品利用製品を販売するものとし、不合理に、また正当な理由なく再商品化製品又は再商品化製品利用製品を在庫、移動（返品及び買戻しを含む）或いは廃棄してはならない。ただし、本項前段の規定による再商品化製品利用製品の販売期間については、乙がその適用除外を甲に事前に書面で申し出をなし、甲がその申し出を承諾したときはこれを適用しない。

4 丁は、甲から前各項に係る情報の開示を求められたときは、遅滞なくその要請に応じるものとする。

(現地検査)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、本契約の履行に関する検査のため、乙、丙及び丁の事業所及び再生処理施設、その他の施設に甲又は甲の代理人が立入り、現地検査を実施することができるものとする。この場合において、乙、丙及び丁は、当該現地検査を拒否、妨害もしくは忌避又は現地検査に対する不答弁もしくは虚偽の報告をしてはならず、受託業務及び再商品化製品について甲又は甲の代理人による関係帳票類の閲覧、複写、再生処理施設及びその他の関係施設等の検査、撮影、再生処理施設の稼働状況の確認、再商品化製品の品質検査等、受託業務及び再商品化製品に関する検査並びに調査に協力するものとする。

2 第17条2項により本契約の当事者となるべき特定再商品化製品利用事業者が未だ本契約を締結していない状況において、甲が必要であると認めるときは、乙は、甲又は甲の代理人が当該特定再商品化製品利用事業者に対して前項の趣旨の現地検査ができるようその承諾を得る等、甲に協力するものとする。